

区分	事業内容	補助金額	補助率	経費の区分
新規開業	新たに起業する場合の費用助成	限度額 5 0 0 万円	2 / 3 以内	【対象経費】 ・ 什器、備品等の物品経費 ・ 複写機、パソコン等の機器経費
空き店舗利活用促進	既存の空き店舗を利活用する場合の費用助成	限度額 8 0 0 万円		
新分野進出	①新たに事業所を設け、新分野に進出する場合の費用助成	限度額 5 0 万円	1 / 2 以内	・ 内外装工事、看板等の設置経費 ・ 宣伝広告に要する経費 ・ 各種許可書等の取得経費 ・ 移動販売車両など事業と結びつきが深いと認められる車両経費 ・ 空き店舗の土地建物の取得、造成及び除却に係る経費 ・ その他町長が認める経費 【対象外経費】 ・ 資格取得に係る受講料、受験料、旅費等の経費 ・ 動植物 ・ 申請者の配偶者、又は生計同一者若しくは 4 親等以内の親族から購入する場合の経費 ・ 他の制度による助成金又は補助金の交付内容と重複している経費 ・ 日本標準産業分類における農業、林業及び漁業に係る経費。ただし、畜産類似業、農業サービス業、徳用林産物生産業及びその他の林業を除く。
	②既存の事業所を利用して、新分野に進出する場合の費用助成	限度額 3 0 万円		
	③新たに事業所を設けず、新分野に進出する場合の費用助成	限度額 2 0 万円		
経営拡大	既存事業の規模を拡大する場合の費用助成	限度額 5 0 万円		
その他町長が認める事業	町長が認める事業内容	町長が認める額		